



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
9 月 24 日 (木)
第 740 号

目 次

告 示

○予定保安林……………	663
選挙管理委員会	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示……………	664
○政治資金規正法に基づく政治団体の異動の告示……………	665
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散の告示……………	666
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の告示……………	667
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の異動の告示……………	667
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消しの告示……………	667

告 示

栃木県告示第457号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市須賀川字巻ヶ沢3734から3736まで、3737-1 から3737-3 まで、3738-1、3738-2、3739-1、3739-2、3740、3741、3742-1、3743、3744-1 から3744-4 まで、3744-5・3744-6（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、3744-7 から3744-9 まで、3744-11、3744-12

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市南方字上南方719

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字伊王野字米沢2081-3（次の図に示す部分に限る。）、2105-6

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和8（2026）年9月24日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

(国会議員関係政治団体に該当しない政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立憲民主党栃木県第2区総支部	大貫 毅	塚本 信人	栃木県宇都宮市桜2-1-30	令和8（2026）年6月24日
立憲民主党栃木県第4区総支部	大貫 毅	塚本 信人	栃木県宇都宮市桜2-1-30	令和8（2026）年6月24日

(国会議員関係政治団体に該当しない政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あいやまりよう後援会	相山 亮	相山 麻衣	栃木県宇都宮市東横田町527-11	令和8（2026）年8月3日

小山地区商工連盟	齊藤 純夫	大関 幸秀	栃木県小山市城東 1-6-36	令和 8 (2026) 年 7 月 17 日
恩田すみえ後援会	恩田 澄江	恩田 千代	栃木県宇都宮市西の宮 2-7-6	令和 8 (2026) 年 8 月 21 日
金子沙織後援会	金子 沙織	加藤 恵子	栃木県真岡市長田 3-23-2	令和 8 (2026) 年 8 月 24 日
きみじま福芳後援会	角田 憲治	酒井 進	栃木県さくら市上河戸 950-2	令和 8 (2026) 年 8 月 10 日
佐野商工連盟	三好 仁	兵藤 勇	栃木県佐野市大和町 2687-1	令和 8 (2026) 年 6 月 16 日
内藤光希後援会	鈴木 忠男	内藤 照世	栃木県宇都宮市南一の沢町 2-43	令和 8 (2026) 年 7 月 24 日
畠山たかゆきと宇都宮市民の税金を市民の手に取り戻す会	畠山 尚志	畠山 尚志	栃木県宇都宮市東峰町 3442-157	令和 8 (2026) 年 8 月 19 日
福田さとしサポーターズクラブ	齋藤 里子	高橋 康夫	栃木県日光市森友 781-3	令和 8 (2026) 年 7 月 27 日
森たける後援会	森 丈	森 暢子	栃木県さくら市鹿子畑 989	令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

栃木県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 24 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
参政党栃木県支部連合会	岸 佐百合	会 計 責 任 者 の 氏 名	小野 具子	笹木 真紀子	令和 8 (2026) 年 8 月 18 日
参政党栃木第 1 支部	津田 智明	代表者の氏名	津田 智明	岸 佐百合	令和 8 (2026) 年 5 月 25 日
		会 計 責 任 者 の 氏 名	岡本 美里	野澤 典世	
参政党栃木第 2 支部	滝田 慎一	代表者の氏名	滝田 慎一	小野 具子	令和 8 (2026) 年 8 月 18 日
参政党栃木第 4 支部	根本 正人	主たる事務所の所在地	栃木県真岡市八木岡 448-29	栃木県小山市間々田 2446-11	令和 8 (2026) 年 6 月 19 日
		代表者の氏名	根本 正人	澤谷 淨子	
		会 計 責 任 者 の 氏 名	澤谷 春樹	根本 有里	
自由民主党栃木県薬剤師支部	高梨 晃一	代表者の氏名	高梨 晃一	梅野 和邦	令和 8 (2026) 年 6 月 21 日

立憲民主党栃木県 第1区総支部	大貫 毅	主たる事務所 の 所 在 地	栃木県宇都宮市 桜2-1-30	栃木県宇都宮市 元今泉5-1-1	令和8(2026)年 6月24日
		代表者の氏名	大貫 毅	小池 篤史	
立憲民主党栃木県 第3区総支部	大貫 毅	主たる事務所 の 所 在 地	栃木県宇都宮市 桜2-1-30	栃木県那須塩原 市新南163-511	令和8(2026)年 6月24日
		代表者の氏名	大貫 毅	伊賀 央	

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
石坂まさる後援会 総連合会	中野 達生	国会議員関係 政治団体の区 分	法第十九条の七 第一項第二号に 係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	令和8(2026)年 2月8日
おぜき栄子後援会	近藤 文雄	代表者の氏名	近藤 文雄	野口 孝	令和8(2026)年 6月22日
かるべ修後援会	永山 廣美	代表者の氏名	永山 廣美	荒井 誠	令和8(2026)年 7月3日
三区の未来をつく る会	笠井 慎介	主たる事務所 の 所 在 地	栃木県那須烏山 市旭1-8-24	栃木県那須烏山 市金井2-7-11	令和8(2026)年 5月21日
しのはらみさお後 援会	篠原 操	会 計 責 任 者 の 氏 名	船山 幸雄	船山 和郎	令和7(2025)年 11月1日
栃木県医師連盟下 都賀郡支部	横山 孝典	代表者の氏名	横山 孝典	川島 吉人	令和8(2026)年 6月25日
		会 計 責 任 者 の 氏 名	福地 将彦	横山 孝典	
栃木県神谷まさゆ き後援会	高梨 晃一	代表者の氏名	高梨 晃一	梅野 和邦	令和8(2026)年 6月21日
栃木県トラック政 治連盟	半田 臣一	代表者の氏名	半田 臣一	石塚 安民	令和7(2025)年 6月24日
栃木県本田あきこ 後援会	高梨 晃一	代表者の氏名	高梨 晃一	梅野 和邦	令和8(2026)年 6月21日
栃木県薬剤師連盟	高梨 晃一	代表者の氏名	高梨 晃一	梅野 和邦	令和8(2026)年 6月21日
日本薬業政治連盟 栃木県支部	滑田 賢治	主たる事務所 の 所 在 地	栃木県宇都宮市 泉が丘5-7-20	栃木県宇都宮市 問屋町3172-33	令和8(2026)年 4月1日
		代表者の氏名	滑田 賢治	岡田 明	
山菅直己後援会	縫田 富士雄	会 計 責 任 者 の 氏 名	山菅 春美	吉原 史典	令和8(2026)年 3月24日

栃木県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和8(2026)年9月24日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
さとう勉後援会総連合会	高橋 武	栃木県下都賀郡壬生町本丸 2-15-20	令和 8 (2026) 年 6 月 29 日
しのはらみさお後援会	篠原 操	栃木県塩谷郡塩谷町玉生 750-2	令和 8 (2026) 年 3 月 11 日
永倉ふみこ後援会	永倉 文子	栃木県佐野市相生町 2823- 2	令和 7 (2025) 年 12 月 31 日
平野あきひろ後援会	平野 明宏	栃木県下野市小金井 3009- 70	令和 7 (2025) 年 12 月 31 日
ふかさわ正夫後援会	平野 精一	栃木県大田原市湯津上 263	令和 8 (2026) 年 3 月 6 日
福田ゆうじ後援会	福田 裕司	栃木県栃木市大平町真弓 1608-3	令和 8 (2026) 年 7 月 18 日
もとにし清後援会	元西 清	栃木県下野市駅東 3-3-26	令和 8 (2026) 年 6 月 30 日

栃木県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 24 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

届出者（代表者） の 氏 名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所 の 所 在 地	指定年月日
恩田 澄江	栃木県議会議員	恩田すみえ後援会	栃木県宇都宮市西の 宮 2-7-6	令和 8 (2026) 年 8 月 18 日
齋藤 里子	栃木県議会議員	福田さとしサポーター ズクラブ	栃木県日光市森友 781-3	令和 8 (2026) 年 7 月 27 日
森 丈	さくら市議会議員	森たける後援会	栃木県さくら市鹿子 畑 989	令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

栃木県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 24 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

届出者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
加藤 正一	加藤正一後援会	公職の種類	足利市議会議員	栃木県議会議員	令和 7 (2025) 年 2 月 7 日

栃木県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 （2026） 年 9 月 24 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

法第19条第3項第2号による届出

届 出 者 の 氏 名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
篠原 操	しのはらみさお後援会	令和 8 （2026） 年 3 月 11 日
福田 裕司	福田ゆうじ後援会	令和 8 （2026） 年 7 月 18 日
元西 清	もとにし清後援会	令和 8 （2026） 年 6 月 30 日